

## 日向市押印見直し判断ガイドライン

行政手続に関する市民負担の軽減及び行政手続のデジタル化に向けた環境の整備を図るため、書面による行政手続等における署名・押印の見直しを推進することとし、次のとおり押印見直しに向けた判断基準を示します。

なお、国及び県の法令、条例（以下「法令等」という。）により署名・押印が義務づけられているものについては、市の裁量の範囲外であることから、見直し対象から除外します。

### 【法令等による署名・押印が義務づけられている例】

- 地方自治法第234条第5項により記名押印が義務づけられている契約書（協議書、協定書、覚書など双方が記名押印を行う契約書としての性質を備えているような場合を含む。）
- 本市以外の組織や団体において押印が義務づけられている申請書等

### 1 署名・押印が不要なもの

以下の申請書等においては、署名も押印も不要です。

- (1) 施設の利用申込、閲覧・縦覧の申請書等で、その対象が不特定のもので、本人を確認する必要のないもの。
- (2) 履歴書、住所変更届、廃業届等で、単に事実・状況を把握することのみを目的としているもの。
- (3) 届出等の申請手続で、仮に本人以外が申請した場合でも、本人に不利益を生じることが想定されないもの。

### 2 署名又は押印が必須であり、省略できないもの

以下の申請書等においては、本人の意思であることを署名又は押印により担保する必要性が高いことから、署名又は押印による本人確認が必要であり、省略することができません。

- (1) 押印を義務付けている入札等に関するもの。
- (2) 生活維持や事業継続に関して深刻な影響をもたらす権利の変更等に関するもの。

#### 【例】委任状、保証人申請書

- (3) 申請書の添付書類として本人以外が作成する診断書、意見書、証明書などの書類で、当該書類の記載が作成者の意思によるものであることを署名又は押印により担保する必要性が高いもの。

### 3 署名・押印を省略できるもの

- (1) 以下の申請書等については、署名・押印による本人確認が必要であったとしても、その趣旨を代替する措置を講じることで、署名・押印を省略することができます。

「1 署名・押印が不要なもの」及び「2 署名又は押印が必須であり、省略でき

ないもの」のいずれにも該当しない申請書等

(2) 3 (1) の申請書等については、本来であれば署名・押印が必要ですが、以下に例示するような措置を講じることにより、不要とすることができます。

なお、いずれの措置を講じるかについては、相手方との関係性を考慮し、所管課において判断してください。

継続的な関係に基づく確認

手続の一連の過程における確認

身分証等の提示による確認

本人しか知り得ない事項による確認

市の指定する電子申請による確認

(3) 署名・押印を省略した場合、万が一の紛争に備え、代替措置の内容を記録するよう努めてください。